

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙「本件開示請求の内容」に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年1月10日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年3月17日付け海建管第6422号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成26年3月20日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で行った本件処分の取消

しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 諮問第 57 号答申及び同答申を受けた平成 21 年 9 月 6 日付け決定書には、「公図に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」との開示請求について開示対象公文書を再度特定し、改めて決定を行うとある。
- (2) しかし、平成 26 年 3 月 17 日付け海建第 6422 号では、別紙文書カラー図面は「作成又は取得していない」とされた。
- (3) 過去に実施機関が諮問し、審査会が特定し直せ（文書存在と開示すべきである）と認めたのであるから、同じ実施機関である知事及び海草振興局建設部が「作成又は取得していない」と主張するなどありえない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に記載された内容では、請求の対象となる公文書を特定することが困難であったため、補正を求めたが、異議申立人からの補正は当初の公文書開示請求書に補正の必要はないとし、当初の公文書開示請求書に添付されている「別紙文書」（別添文書）の開示を求めている。「別紙文書」（別添文書）とは、平成 13 年に行われた和歌山市上三毛字東山田の公図訂正に係る土地所在図に土地所有者名等の記載がされたものであり、これを実施機関では作成していない。よって、「作成又は取得していない」との理由により本件処分を行った。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙「本件開示請求の内容」のとおりである。異議申立人は、請求内容に記載の『別紙文書』（別添文書）（以下「別添文書」という。）、すなわち、旧公図と平成13年に行われた和歌山市上三毛字東山田の公図訂正に係る土地所在図に土地所有者名等が記載されたものが並んで配置されている文書を請求していると認められる。

別添文書は、諮問第62号の答申において請求の対象と特定した「カラー図面」と同一のものであり、当審査会は、同答申において、実施機関で作成又は取得していないと見ることに不合理はないと判断した。本件においてもこの判断を覆す事情は見当たらない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年3月31日	○諮問（実施機関）
平成26年4月24日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年3月6日	○審議

平成 30 年 4 月 24 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 1 月 10 日	諮問第 57 号答申第 1、審査会の結論、和歌山県知事は本件異議申立ての対象となった「公函に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」について行った非開示決定を取り消し、対象公文書を再度特定し、改めて決定すべきである。の内、「別紙文書」（別添文書）全て開示。
平成 26 年 3 月 5 日 (補正後)	別紙の通り。